

メビウス Member's Press

- 講義ダイジェスト 『パソナ アーバンファーム オフィス農園・植物工場現地視察』
- 今月のニュース&データコンパクト
- 経営者のためのインフォメーション
- 会員お仕事紹介 田島縫製株式会社 杉山まつ江さん

主事からのメッセージ

メビウス主宰
浅沼 公子経営者は、コトバを持つ

～ 悩める人の心を掌に。その言葉が前を向かせる ～

全国心理業連合会 代表理事
メンタルトレーナー 浮世満理子氏

リオデジャネイロオリンピック体操男子団体。メンバーそれぞれが自覚した役割を果たし、みごと総合優勝。圧倒的なチーム力を見せつけた。

オリンピックで活躍した数々のアスリートを支えたメンタルトレーナー浮世満理子氏が、「強いチーム、強い会社」について浅沼に語った。

人は、肉体で生きているのではない。心のありようで生きている。

全国250名のカウンセラーをまとめるメンタルトレーナーの第一人者である浮世氏。会社というチームをいかにして心をついにまとめ導くか。

会社成長のキーワード

- 1 会社を強くするのは、社員との絆を作る コミュニケーションである。
- 2 売上を伸ばす。それは会社のビジョンをはっきりと明確にする。心をついに、パワーをついにする。
- 3 有能な社員か、技術力の高い社員か。必要なのは人柄である。人柄は必ずプレーに出る。仕事をするのは人柄。人柄が仕事をする。会社もチームも、一人では何もできない。良い仕事ができるのはチームがあるから。
- 4 チームの中での自分の役割を理解する。自分ができる役割で 一番になっていくことが大事。
- 5 人に教える人は強い。人に指導していて育つのは、実は自分である。

パートさんが、新入社員、中堅社員にその分野の業務を教える。

これができたら絆が生まれ、最高のコミュニケーションができる。

会社も営業から生産までをチームで仕事をしている。一人では何もできない。

良い仕事できたのはみんながいたからである。

それぞれの役割を明確にして、みんなで共通の目標をもって、チームで連携していく。そのチームは強い。その会社は強い。

都会の真ん中での新たな挑戦をこの目で
農業の新しい形・可能性を提案!! 国内外から視察殺到

パソナ アーバンファーム オフィス農園・植物工場現地視察

秋晴れのなか、10月18日にメビウス外学を開催いたしました。
毎年大好評の外学。今年は都会のオフィスで農業を実践されている
「パソナアーバンファーム」を現地視察いたしました。
それでは当日の様子を一部ご紹介いたします。

パソナグループ本部 アーバンファーム



▲植物で覆われた本部ビル



▲間もなく収穫を迎える稲穂

パソナというと「人材派遣会社」のイメージがありますが、
農業とどのような関係があるのでしょうか・・・。

今回はパソナグループ本部ビルにあります「パソナアーバン
ファーム」の現地視察に行ってみました。

「パソナアーバンファーム」は、自然との共生をコンセプトに、
様々な設備を導入し、植物があふれる建物です。

オフィス内の天井や壁では、80種類以上の果樹・野菜が育ち、
ベランダ・外壁では、200種以上の植物が季節ごとに咲き誇り、
都会にしながら、春夏秋冬を感じることができるつくりとなっています。

到着して建物を見上げてびっくり。外壁が植物で覆われていま
す。5月頃には、満開のバラで壁一面が埋め尽くされるそうです。
素敵ですね。1Fのエントランスを入ると、室内で稲作が行われて
おり、間もなく収穫時期を迎えます。稲穂の前で皆さんと集合写
真をパチリ。

1Fは水田、野菜・花畑、植物工場、トマト応接室
などがあります。

左の写真の植物工場では、ショーケースの中で、
レタスなどの葉物野菜が育てられています。「トマト
応接室」では、応接室の天井にトマトがたわわに
実り、ぶら下がっていました。

2Fはスプラウト栽培、面談エリア、フリーラウン
ジなどがあります。

右の写真のフリースペースでは、イスの下に引出
しがあり、その中でスプラウトの種が育てられてい
ました。※スプラウトとはカイワレ大根やもやしなど、植物の新芽の総称

室内でも多くの野菜・果樹を育てることが出来る
とは驚きました。建物全体が新たな農業の取り組み
を発信しています。1Fと2Fは、どなたでも自由に見
学をすることができます。ぜひお出かけください。
※団体は事前予約が必要



▲フリースペース



スプラウト栽培▼



▲植物工場

トマト応接室▼

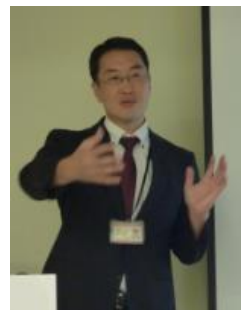


特別講演 「パソナグループ農業分野の取り組みについて」

日本の地域農業を支える“強い農業者”の育成をめざして

見学の後は、佐藤元信氏をお迎えし「パソナグループ農業分野の取り組みについて」ご講演いただきました。パソナ農援隊は、2011年12月の設立以来、総合人材サービス企業のノウハウを生かし、農業振興・地域活性を目指した活動をしています。

佐藤氏は現在、(株)パソナ農援隊 アーバンファーム事業部長、コンサルタント事業部 東日本ユニット長としてご活躍なさっています。



◀ (株)パソナ農援隊
アーバンファーム事業部長
佐藤 元信氏

日本農業の現状

日本の農業就業人口は15年間で4割減少し、農業者の平均年齢は66歳。農業従事者の高齢化と後継者不足が問題となっています。

その反面、農業法人数は、この10年で2倍以上に増加しており、農地面積全体に占めるシェアも増加。平成22年の販売金額1億円以上の法人は3,036社で、法人全体の24%となっています。農業法人などに雇われる形で就農する「雇用就農者」は39歳以下の非農家出身者が多く、増加傾向にあります。これは農業法人を就職先として、農業を職業とする若者が増えているということです。

強い農業者を育成

就農希望者が増えても、農業未経験、技術不足、販売先が確保できないなどにより、定着が進まないといった大きな問題があります。

そこで「パソナ農援隊」は「パソナグループ」の人材ビジネスノウハウを生かし、農業分野の人材育成、雇用創造などの取り組みを行っています。

- ・地方自治体などと協力して、農業経営の実践を行う「チャレンジファーム事業」
- ・バジルの生産から販売までを一環して運営する6次産業モデルブランド「バジルプリュス」
- ・農業指導者向け「指導力向上研修」など、強い農業者育成を多方面からサポートしています。

また「地方創生に向けた海外ブランディング支援サービス」など、国内のみならず、海外に向けて発信もしています。

日本の農業の現状から、人材育成、新たな取り組みなどをお話いただきました。ありがとうございました。

美味しい食事と交流会

◀ 学長の脇田直枝氏の乾杯で、皆さまお楽しみのランチ交流会が始まりました。

今回は丸の内トラストタワーN館2F 中華料理「過門香」。中国大陆を味わい尽くす中華特別ランチを食しながら、会員同士の会話も弾み、楽しいランチ交流会となりました。

また、来年の外学もお楽しみに。

◀ 脇田学長をお迎えし、楽しくお食事を頂きました



100人以上でも車 4人に1人 群馬県民調査 2016.10.4 毎日新聞

4人に1人は100人以上未満の距離でも車で移動する。100人当たりの自家用車保有台数が67台と、日本一の「車社会・群馬」の実態を裏付ける結果を群馬県がまとめた。朝起きてから寝るまで1日に移動した場所や目的、距離や時間帯などを記入してもらう「パーソントリップ調査」を実施、対象は群馬県南部の21市町村などに住む5歳以上の住民で約6万世帯の約13万人。同県は65歳位以上の免許保有率(62.7%)でも全国1位だが、免許を持つ人と持たない人で外出の有無に大きな差が出た。高齢者による自動車事故のリスク軽減と車を持たない交通弱者の足を確保するため、前橋市は乗合タクシー「デマンドタクシー」の導入を今年1月から始めるなど対策に乗り出した。



中小向け説明会 17年春から適用対象

2016.10.17 毎日新聞

政府の個人情報保護委員会は、改正個人情報保護法で来年春から適応対象となる中小企業向けに全国で説明会を順次開催する。制度の趣旨を周知し、個人情報の取り扱いに関する基本的なルールを説明する。個人情報保護法は現在、保有する個人情報5000人以下の企業は適用除外だが、来春に予定されている改正法の施行後、すべての事業者が対象になる。委員会は47都道府県で少なくとも1回、説明会を開く。委員会や都道府県がホームページなどを通じて事業者や個人情報保護法に関心のある人の参加を募る。法が適用される企業は、個人情報を利用する目的を本人に伝えたり、取得した個人情報を特定の目的以外には使わないよう徹底したりすることが義務付けられる。



る人の参加を募る。法が適用される企業は、個人情報を利用する目的を本人に伝えたり、取得した個人情報を特定の目的以外には使わないよう徹底したりすることが義務付けられる。

バイト時給1000円時代 採用競争激しく 2016.10.20 日本経済新聞

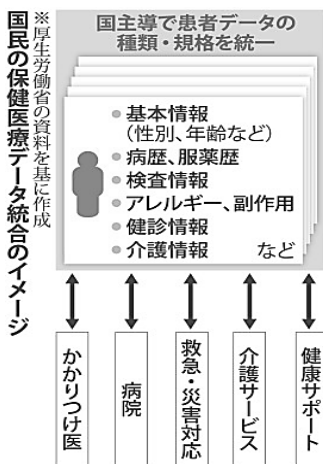
伸び率が高かった主な職種
(数字は時給。カッコ内は前年同月比の伸び率)

引越スタッフ	1282円 (4.8%)
コールセンター	1152 (3.0)
福祉・介護・保育	1066 (3.0)
配送・郵便・運転手	1039 (5.1)
データ入力	1022 (5.6)
居酒屋店員	997 (3.9)
仕分け・梱包・商品管理	985 (4.0)
製造工	972 (4.2)
厨房・キッチン	946 (2.6)
フード販売	930 (3.7)

(注)インデリジェンス調べ

アルバイトやパートの時給が上昇している。民間の調査で、9月の全国の平均時給が初めて1千円の大台を超えた。10月の最低賃金引き上げを控えて条件を見直す動きが目立った。同月の社会保険の適用拡大も人手不足に拍車をかけており、かき入れ時の年末を控えた採用競争が激しさを増している。人手不足は製造業も非製造業も共通の問題だ。とりわけ平均賃金が製造業より低い流通業で深刻になっている。最低賃金の反映で10月は一段の時給上昇が見込まれる。企業は時給引き上げによる人材の確保を急いでいる。

厚生労働省は、病院での治療歴や健診結果など国民の医療や保健に関する様々な情報を統合し、病院や介護などの現場で活用できるデータベースを2020年度から運用する構想を明らかにした。国民一人一人に最適な医療や保健サービスの提供を目指すとともに、投薬や検査の重複を防ぐことで医療費の節約などにもつなげたい考えだ。高齢化が進む中、地域の医療・介護の連携や災害時の治療、本人の健康管理などにも役立てられると期待される。一方、病気や健診の情報提供への同意の取得や個人情報情報の取り扱いなど、実現には高いハードルが想定される。



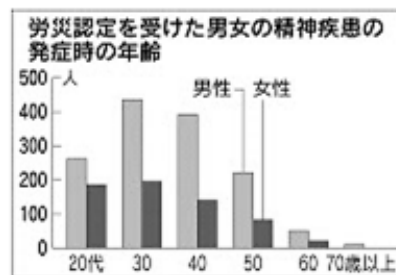
過労で心の病 30代が3割

厚労省 相談員派遣

16.10.26 日本経済新聞

過労によってうつ病などの精神疾患を発症し、労災認定を受けた男女はともに30代が3割超を占め、年代別で最も多いことが厚生労働省研究班で分かった。20代も含めると男性は約5割、女性は約6割を若年層が占め、深刻な現状が浮き彫りになった。厚労省は今年度から若者に特化したメンタルヘルス事業を始めており、「心の病」を未然に防ぐ。過労でうつ病を発症し、自殺するケースは後を絶たない。

厚労省は若者が過労による精神疾患で労災認定を受けるケースも多い事態を重く見ている。今年度から産業医や産業カウンセラーを企業に派遣する事業を開始。若手従業員を対象とする研修会を開き、自分のストレスにどう気づくかなどを伝えている。



◆ 雑談上手は聞き上手 ◆

2016.10.4 日本経済新聞

……気の利いた言葉いらす……

ビジネスの場で相手との距離を詰める有効な手段となるのが雑談だ。苦手意識を持つ人も少なくないが、成功の秘訣は「相手に話してもらう」こと。雑談の目的は、相手と人間関係を円滑にするために、『私は話しやすい人ですよ』『私はあなたに興味を持っています』と伝えることが目的です。鉄則は、相手が答えやすい質問にすること。①相手の身の回りのこと、②相手の過去について、を聞くのもおすすめ。特に三大過去話、「苦労話」「失敗談」「若手の頃の話」など。さらに状況に応じた適切な

リアクションと意識的に1.5秒ほどの間を設けるのも良い印象や安心感を与える。



子の看護休暇等の半日取得

平成29年1月1日から、改正育児・介護休業法が施行されます。改正内容の1つとして、**子の看護休暇及び介護休暇**（以下「**子の看護休暇等**」という）について、1日単位ではなく**半日単位**での取得ができるようになります。

I 子の看護休暇等とは

子の看護休暇とは、**小学校就学の始期に達するまでの子**を養育する労働者が、1年に**5日**まで（子が**2人以上**の場合は**10日**まで）、病気やケガをした子の看護や、子に予防接種・健康診断を受けさせるために、休暇が取得できるものです。

介護休暇とは、**要介護状態にある対象家族**の介護その他世話をを行う労働者が、1年に**5日**まで（対象者が**2人以上**の場合は**10日**まで）、介護その他の世話をを行うために、休暇が取得できるものです。

なお、子の看護休暇、介護休暇は、労働基準法で定める年次有給休暇とは異なり、無給の休暇としても問題ありません。

II 可能となる半日単位での取得

今回、子の看護休暇等の柔軟な取得を進めるため、**1日の所定労働時間が4時間以下の労働者を除き**、半日単位での取得ができるようになります。

この半日単位とは、**1日の所定労働時間を2分の1**したものをいいます。例えば、所定労働時間が8時間の場合には、前半、後半の4時間の単位での取得となります。

III 労使協定による半日の定め方

半日単位は、1日の所定労働時間の2分の1が原則です。ただし、事業所によっては、始業・終業時刻や休憩時間帯の関係で、昼の休憩時間を挟んで午前・午後で取得できるようにしたいケースも考えられます。

このような場合には、**対象となる労働者の範囲、取得単位となる時間、休暇1日当たりの時間数**の3点を労使協定で締結しておくことで、所定労働時間数の2分の1以外の時間数で設定することができます。

【例】始業時刻：午前9時 休憩時間：正午～午後1時 終業時間：午後6時

↓

午前を3時間、午後を5時間とすることが可能

ご不明な点は、事務局にお尋ねください！

◆お問合せ先：NPO法人 女性のためのビジネススクール メビウス事務局◆

（栃木県足利市本城2-1901-8 アサヌマビジネスサポート内）

TEL:0284-41-1324 FAX:0284-41-1340

メビウスは、あなたの会社の
強力サポーターです

個別相談

経営には確かな

アドバイザーが必要です。

ビジネスのあらゆる課題に、

豊富な知識と経験で

あなたの身近な強い味方。

ご相談をお伺いするのは…

主宰：浅沼 公子 または

顧問：関田 恭裕 です。

〈相談日〉 **11月25日(金)** AM10時
～PM5時

〈場 所〉 ㈱浅沼経営センター足利本社

〈料 金〉 無 料

締切り 11/22 (火)

〈ご相談のお申込み〉

上記の相談日以外でもご相談を承ります。お気軽に事務局までお問い合わせください。

お電話：0284-41-1324 Mail: office@bs-mebius.net

～マイ・デスク～ わたしの相談

女性のライフステージの変化…

マネープラン見直しのタイミングです。

生命保険のご相談…管理台帳を作りましょう

マネー・ライフ プランのご相談

ご相談をお伺いするのは…

副主宰：三上 洋子 です。

〈相談日〉 **11月29日(火)** AM10時
～PM5時

〈場 所〉 ㈱浅沼経営センター足利本社

〈料 金〉 無 料

締切り 11/25 (金)

MySELECTION

～私のオススメ！～

「お元気ですか」

呉竹 筆ごち (¥216)



ペン先が柔らか過ぎず、文字の形を整えやすく書きやすい

印刷された賀状に、加筆された一文。こんな年頭のあいさつが、すでに30年以上続いている方もいる。

高校時代の恩師をはじめ、学校を卒業し、新入社員で入社した先の上司、その後幾つか変わった職場の上司とのやりとりである。ワクワクして待ちわびるほどの手紙ではないが、それを手にすると、なんだかホッとする。

年に一度、ここに至るまでの“私の人生”を支えてくださった方々を懐かしみ、その存在に感謝する時間。若い頃には、あと数行綴られていたと記憶しているが、人生のイベントを一つ一つ終えていくうちに、お互い自身の安否を尋ねるシンプルな言葉だけに集約されてきた。年賀状を出すのをやめようかとためらった時期もあったが、ここまで来たら、このまま続くような気がする。

郵政行政における年賀はがきの発行部数は、ピーク時の2003年に44億5963万枚。2017年用は28億5329万枚と激減。

そろそろ年賀状の準備をする季節。

「私は元気でやっています」。今年はもう一文、付け加えてみようかな。

田島縫製株式会社 製造業
代表取締役社長
杉山 まつ江さん

〒370-0726 群馬県邑楽郡千代田町大字上五箇246
TEL.0276-86-2313 / FAX.0276-86-5004
URL <http://www.tajima-sewing.co.jp/>



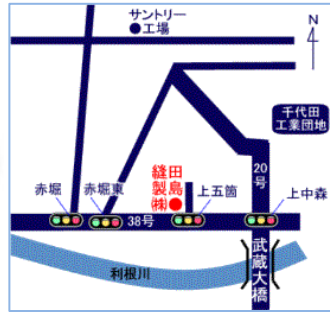
▲本社外観

1963年創業、お蔭様で54年目を迎えています。自動車内装品、新幹線、その他あらゆる縫製に関するものづくりの会社です。

「挑戦する心・弛まぬ努力・感動する心」を持って、お客様に喜ばれる製品を、一枚一枚真心こめて作っております。ここで誕生した製品が日本中、世界中を走っていることに感動し、感謝しています。

これからも全社一丸となって、お客様のニーズにお応えする為、誇りをもって、より良い製品作りにチャレンジしていきます。

本社内縫製風景▼



《製品の一例》



▲自動車シートカバー ▲成田エクスプレス グリーン車

コラム 辛口甘口こなこと

「熱の予約なんてできない」

母の名言また登場である。

1週間高熱を出し続けた息子。私は看病のため仕事を休んだ。大事なミーティング前日になっても高熱がひかなかったため、正直に子供の熱のことを話し日程を伸ばしてほしい旨伝えと、「そういうことは早く言ってくれないとねえ」と電話口で言われた。ああ、こういうこと言われ続けてきたなあ、と心がシーンと冷たくなった。

母に愚痴をこぼした時のひと言が冒頭の言だ。熱がいつまで続くか予測はできないし、3日後に熱が出ますのでその日はキャンセルで、なんてあり得ない。ましてや子供はどう急変するかも分からない。恐らく子を持つ同じ立場の女性であれば普通に受け入れられることが、受け入れられない人もいる。また、同じこと言われても、その言葉に敏感に反応する人と、そうでない人もいるので一概には言えないが、「甘えているのではない、こうした不測のことには理解を示してほしいし、示せる人でいたい」と思う。

来年1月から改正男女雇用均等法等が施行され、妊娠・出産・育児休業等に対するハラスメント（「マタハラ」）防止措置が企業には義務付けられる。ハラスメントの行為者が上司のみでなく、同僚も含まれることが一つのポイント。例えば、妊娠による立ち仕事免除で同僚から「あなたばかり座って仕事してずるい」と仲間外れにされる、先輩から「就職したばかりのくせに妊娠して、産休育休を取ろうなんて図々しい」と何度も言われるなど。厚労省では、改正法の説明会を開いたり、特別相談窓口を設けている。パンフレットの「ハラスメントを受けたとき」を見ると、「はっきり意思を伝えましょう」「会社の窓口にご相談しましょう」とある。さらに「社内に相談相手がない時は県労働局など外部機関に相談しましょう」だ。しかも、平日8時30分から17時15分まで。ハードル高すぎる。さて、皆さんどうお感じになるだろうか。 副主宰 三上洋子